

加茂市都市計画マスタープラン策定支援業務委託 質問事項・回答

質問項目	質問内容	回答
1	事業の不成立について (要領1頁)	5. 事業の不成立に記載の交付金事業とは何か。 社会資本整備総合交付金です。
2	入札参加資格の要否 (要領2頁)	参加資格は要領内「6.参加資格要件」の内容を満たしていれば、加茂市の入札参加資格を有していなくても参加申込可能です。
3	実施要領「6. 参加資格要件」及び仕様書「10. 業務内容」について (要領2頁)	実施要領「6. 参加資格要件(4)」では「地区別説明会及び懇談会」とあり、仕様書「10. 業務内容」では「地域別懇談会」とあるが、これらは同じことを指すと理解してよろしいか。 校正ミスによるもので、お見込みのとおりです。
4	参加申込書の提出 (要領3頁)	様式3について、業務実績件数の記載欄に上限はあるか。記載欄が不足する場合は、複数枚でもよいか。 実績件数の上限は設けません。必要に応じて様式3を複数枚使用するか、表をコピーして様式の続きや別のワードファイルに追加してください。 また、2件目以降は同種業務実績に限定しません。
5	配置予定技術者の資格証明について (要領4頁)	照査技術者、担当技術者の保有資格の証明書の提出は不要でよろしいか。 各技術者の資格については、証明書の写しを添付いただきますようお願いいたします。 (実施要領4頁表中「エ」参照。ただし、「エ」中の作成要件に誤記がありましたので、下記のとおり実施要領を修正します。) 誤「・契約年度が新しいものから順に記載すること。」 正「・様式8に合わせて添付すること。」
6	配置予定管理技術者調書について (要領4頁)	同種実績は新潟県の実績が無い場合、新潟県以外の業務について記載してよいか。その場合、記載数に上限はあるか。 新潟県の実績については、上段に記載し、それ以外は下段に記載してください。 記載数に上限はありません。表をコピーして様式の続きや別のワードファイルに追加してください。
7	配置予定管理技術者調書について (要領4頁)	管理技術者の実績のなかで「新潟県内の地方公共団体において平成29年度以降に履行した都市計画マスタープラン策定業務について記載することとあるが、この記述は必須要件でなく、加点事項と捉え、新潟県内の実績が無くても提案可能と考えるのがいかがか。 お見込みのとおりです。 新潟県内の実績はあくまで加点要素となります。
8	企画提案書の提出 (要領6頁)	副本については、提案者を特定することができる内容の記述(社名等)を記述しないこと。」とあるのは、社名等は黒ハッチングで見え消しの対応でよろしいか。 お見込みのとおりです。黒ハッチング以外でも該当箇所を空欄にするなどの対応でも構いません。

質問項目	質問内容	回答
9 ヒアリング審査について (要領6頁)	ヒアリングでは企画提案書の内容をパワーポイントに整理して、プレゼンをおこなってもよいか。	可能です。 当日は86インチディスプレイに提案書等を投影します。 PCをお持ちいただければ無線（ドングル経由）で接続いたします。 PC持ち込みが難しい場合は、データを事前に送付してください。市のPCから資料の投影を行います。
10 地域別構想の地域区分について	地域別構想は5地域とのことですが、具体的な地域区分を明示することは可能か。	地域区分に関しては、計画策定の過程で設定していくこととなります。そのため、現時点において明示することはできません。
11 参加資格要件について (実施要領2頁)	実施要領「6. 参加資格要件（4）」に指定の様式等がないが、実績等に関しては提案書の中で記載すればよいか。別途任意の実績一覧等を添付すればよいか。	配置予定技術者一覧の備考欄にファシリテーターの実績があれば記載してください。また、実績がなくても研修等によりファシリテーションを学習した場合でも可としますので、その旨記載してください。
12 都市計画基礎調査の最新実施年度について (仕様書)	仕様書「10. 業務内容（2）都市の現況分析」に記載されている都市計画基礎調査の再試験の実施年度はいつか。	当市では元データが非常に古いものとなっています。そのため、令和5年度中に基礎調査を実施し、それを使用します。ただし、基礎調査が実施完了するのが年度終わりに近いため、仮データとして国土数値情報や地理院の保有データで構想を練り、基礎調査のデータが準備出来次第、データを差替える形で対応を考えています。
13 庁内体制	マスタープラン策定にあたり、加茂市庁内の組織はどのように編成され、どの程度策定に携わるか。	別紙下記のと通りの策定体制のもと都市計画マスタープランを策定します。 素案策定の実働は、主に都市計画に係る課の係長・主査クラスで構成された「策定主任」が担います。 課題抽出や全体構想、地域別構想の素案については、各所属分野の視点から事務局と策定主任で文章をまとめていく想定です。 また、策定主任は、上記以外にも地域別懇談会や策定委員会に説明員として出席します。

〈策定体制〉

